

第17回及び第18回会議の各班の検討内容をもとに整理したもの

資料 1

大項目の順番は、これまでの検討で意見を挙げた班が多かった順に並べたもの

4つの基本検討項目のうち、検討内容が右表の大項目を導き出したもの				大項目	中項目	個別内容
まちづくりを進めていくうえで大切にすること	まちづくりの主体(担い手)	まちづくりの主体(担い手)の役割と責務	まちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと	市民参加・参画	基本原則	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、市政、まちづくりに参加・参画することができる。 市は、市民が市政、まちづくりに参加・参画できることを保障しなければならない。
				市民参加・参画	意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、市政、まちづくりに関心を持つよう努める。 市は、市民が市政、まちづくりに関心を持つように努める。 市民は、まちづくりの担い手として自主自立の意識を持つよう努める。 市は、市民がまちづくりの担い手として自主自立の意識を育むように努める。
				市民参加・参画	制度	<ul style="list-style-type: none"> 市は、市民参加・参画の制度をわかりやすいものにしなければならない。
				住民投票制度	住民投票制度	<ul style="list-style-type: none"> 市は、住民意思を確認するための住民投票制度を設けなければならない。 市民は、住民投票制度を活用することができる。 市及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
				情報	情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、市政に関する情報の公開を、市に請求することができる。 市は、市政に関する情報を、市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。
					情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 市は、市政に関する情報を、市内外に積極的に提供しよう努める。
					情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 市及び市議会は、市民と市政に関する情報を共有しよう努める。
					情報保護	<ul style="list-style-type: none"> 市及び市議会は、市民の個人情報保護をしなければならない。 市民は、市民の個人情報を保護しなければならない。
				市民の権利、役割	権利	<ul style="list-style-type: none"> 市及び市議会は、市民の意見を平等に扱うよう努める。
					役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、まちづくりの主体としてまちづくりに参加・参画し、自分たちのまちを自分たちでつくるよう努める。 市民は、発言と行動に責任を持たなければならない。 市民は、市と協働の担い手となるよう努める。 市民は、自分から必要な情報を得るよう努める。
				コミュニティ	あり方	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、コミュニティの形成に努める。 市は、コミュニティの定義、あり方、位置付けを明確にしなければならない。 市民、市及び市議会は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。
				市の責務	責務	<ul style="list-style-type: none"> 市は、市政に関する情報を公開しなければならない。 市は、公平な行政運営を行わなければならない。 市は、経営責任を持たなければならない。 市は、市政の全てにおいて説明責任を果たさなければならない。 市は、市民の声を市政に反映させるよう努める。 市は、専門的知識を持つ職員を養成しなければならない。 市は、市民がまちづくりに参加・参画できる機会や手段を提供しなければならない。 市は、まちづくりの各担い手が能力を発揮できる環境や体制をつくるよう努める。 市は、迅速かつ的確な行政運営及び対応をしなければならない。 市は、市政に対する市民意見を積極的に受け付け、その意見に対する市の考え方を公表しなければならない。
				市議会の責務	市議会の責務	<ul style="list-style-type: none"> 市議会は、市を監視しなければならない。 市議会は、市民に開かれた議会を心がけなければならない。 市議会は、市民全体の代表という意識を持たなければならない。 市議会は、次世代を見据えた市政の運営を図らなければならない。 市議会は、広く市民の声を聴き、議会に反映させなければならない。
				協働	あり方	<ul style="list-style-type: none"> 市は、協働の目的、理念、あり方を明確にしなければならない。 市民は、市と協働するよう努める。 市は、協働について職員教育をしなければならない。
					役割と責務	<ul style="list-style-type: none"> 市は、まちづくりについての市民と市の役割と責務を明確にしなければならない。
					対等関係	<ul style="list-style-type: none"> 市民と市は、対等な関係をもたなければならない。
					信頼関係	<ul style="list-style-type: none"> 市は、市政運営を透明にし、市民と市が信頼関係を築くようにしなければならない。 市民は、市と信頼関係を築くように努める。
				評価	評価	<ul style="list-style-type: none"> 市は、市の事業や業務について評価を行わなければならない。 市は、評価の結果を公表しなければならない。
					第三者評価	<ul style="list-style-type: none"> 市は、市の事業や業務の各段階における評価に、第三者評価や市民の参加による評価を行うよう努める。
				男女共同参画	意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、老若男女を問わず、誰もが平等な立場でお互いをパートナーとして認め合うように努める。 市は、市民が老若男女を問わず、誰もが平等な立場でお互いをパートナーとして認め合うようにしなければならない。
					地域社会	<ul style="list-style-type: none"> 市民及び市は、地域社会において、風習にとらわれずに男女共同参画を推進するよう努める。
				財政	情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、市の財政についての情報の公開を求めることができる。 市は、市の財政についての情報を市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。
					健全財政	<ul style="list-style-type: none"> 市は、市の財政を健全に運営しなければならない。
				安全・安心	防災、防犯	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、地域全体で助け合いの精神を持ち、市民レベルの防災、防犯対策をするよう努める。
				自治基本条例の位置付け、改正手続	最高規範性	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例は、市の最上位の条例に位置付けられなければならない。 市は、他の条例、規則等の制定及び運用に際し、自治基本条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図らなければならない。
					改正手続	<ul style="list-style-type: none"> 市は、自治基本条例の改正手続を制度化しなければならない。
				人材	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 市は、次世代を見据え、まちづくりのリーダーやコーディネーター及び後継者を育成するよう努める。
				交流	交流	<ul style="list-style-type: none"> 市民、市及び市議会は、市内外及び世代間の交流が活発に行われるよう努める。
				平等	まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 市民、市及び市議会は、各地域の特色を活かしたまちづくりをするよう努める。
					人権尊重	<ul style="list-style-type: none"> 市民、市及び市議会は、あらゆる差別をなくし、人権を尊重しなければならない。 市民、市及び市議会は、ハンディを抱える人や老人、子どもを大切にしなければならない。
				都市内分権	あり方	<ul style="list-style-type: none"> 市は、地域自治区のあり方を含めた都市内分権のあり方を明確にしなければならない。